

第89回 定時株主総会 招集ご通知

2020年4月1日～2021年3月31日

【株主の皆様へ】

- 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことを強くご推奨申し上げます。
- 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席間隔を拡げる必要があり、ご用意できる席数が**30席**となる関係上、ご入場いただける株主様は座席数を上限とさせていただき、満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承ください。

日 時

2021年6月18日（金曜日）午前10時

場 所

東京都千代田区外神田二丁目16番2号

神田明神 明神会館

開催場所が昨年と異なります。
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。<https://www.chemiphar.co.jp/>

目 次

第89回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	4
第1号議案 剰余金処分の件	
第2号議案 取締役6名選任の件	
第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件	

(添付書類)

事業報告	16
計算書類等	42
監査報告書	47

昨年同様、株主総会にご出席の株主様にお配りしております
たお土産は取りやめとさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対応

株主総会の開催につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記のとおり
の対応とさせていただきますこと、ご案内申し上げます。株主の皆様のご理解並びにご協
力をお願い申し上げます。

記

- ・ **新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、健康状態にかかわらず、株主総会へのご来場を見合わせ、書面により議決権行使いただくことを強くご推奨申し上げます**（行使期限：2021年6月17日（木曜日）午後5時30分）。
- ・ 会場内の密閉・密集・密接を避けるため、座席間隔を拡げる必要があり、ご用意できる席数が**30席**となる関係上、ご入場いただける株主様は座席数を上限とさせていただき、**満席になった場合は入場ができませんので、あらかじめご了承ください。**
- ・ 受付にて、非接触型の体温計で体温計測を行わせていただき、体温が37.5℃以上の株主様、体調が悪いように見受けられる株主様につきましてはご入場をお断りさせていただきます。
- ・ アルコール消毒液の使用とマスクの着用をお願いします。
- ・ ご指示に従っていただけない株主様には、ご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・ 会場各所には、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・ 株主総会の登壇者、運営スタッフは、マスク着用で対応させていただきます。

今後、株主総会の開催・運営に関して変更等がある場合は、当社ウェブサイトに掲載いたします。<https://www.chemiphar.co.jp/>

以上

(証券コード 4539)
2021年5月28日

株 主 各 位

東京都千代田区岩本町二丁目2番3号
日本ケミファ株式会社
代表取締役社長 山 口 一 城

第89回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第89回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、株主様におかれましては、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月17日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月18日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区外神田二丁目16番2号
神田明神 明神会館
開催場所が昨年と異なります。
末尾の会場ご案内図をご参照のうえ、お間違いのないようご注意ください。
3. 会議の目的事項
報告事項
 1. 第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第89期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
 - 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役6名選任の件
 - 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
 - 第4号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4. 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に対して賛否の表示をされないときは、賛成の意思表示をされたものとして取扱いいたします。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合は、株主総会の日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面によりご通知ください。

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、定款の定めにより、代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.chemiphar.co.jp/>) に掲載させていただきます。
 - ◎本招集ご通知において添付すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款の定めにより、インターネット上の前掲当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - ① 事業報告の「会計監査人に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」及び「当社の支配に関する基本方針」
 - ② 連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」
 - ③ 計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」なお、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類、並びに会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類のほか、上記ウェブサイト掲載事項に係る情報も含まれています。
 - ◎本定時株主総会の決議結果は、書面による決議通知のご送付に代えて、本定時株主総会の終了後、前掲当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けており、将来の成長に資する投資と資本蓄積による財務体質強化とのバランスを取りつつ、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

上記方針に基づき検討いたしました結果、当期の期末配当につきましては、当事業年度の業績、厳しい経営環境及び今後の事業展開等を勘案し、次のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金50円
配当総額 181,909,600円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年6月21日

第2号議案 取締役6名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって、取締役全員（7名）が任期満了となります。
つきましては、経営環境の変化に迅速に対応し、社外取締役の比率を高めることでコーポレート・ガバナンスをより強化するため、社内出身の取締役を1名減員し、取締役6名の選任をお願いするものであります。
なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役6名のうち2名を東京証券取引所の定める独立役員とする予定であり、当社の取締役の3分の1以上が独立役員となります。
取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	候補者属性	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席回数 (出席率)	企業経営	新規事業・ 研究開発	営業・ マーケティング	海外事業・ 国際経験	知的財産	法務・ リスク管理	財務・会計・ 金融
1	再任	やまぐち かずしろう 山口一城	代表取締役社長 代表執行役員社長	13/13回 (100%)	●	●	●				●
2	再任	くつわ だまさのり 轡田雅則	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・法令等遵守・ 薬事管理室・総務部・人事部・海外事業 部担当	13/13回 (100%)				●		●	●
3	再任	やまかわ とみお 山川富雄	取締役 常務執行役員 開発企画部担当 兼創薬研究所長	13/13回 (100%)		●		●	●		
4	再任	やすもと まさひで 安本昌秀	取締役 執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査薬事 業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア 部長	13/13回 (100%)		●	●				●
5	再任 社外 独立役員	はらだ ゆうじ 原田裕司	社外取締役	13/13回 (100%)	●			●			●
6	再任 社外 独立役員	よしの まさき 吉野正己	社外取締役	13/13回 (100%)				●	●	●	

再任 再任取締役候補者 社外 社外取締役候補者 独立役員 独立役員候補者

【ご参考】

取締役候補者の経験と専門性（スキルマトリックス）
当社は、27頁以降に記載のイノベーションロードマップに基づく当社グループの事業価値創出を実現しつつ、コーポレート・ガバナンスの強化に努めるため、幅広い経験及び高度な専門性、知識を有する取締役を選任しております。取締役候補者の経験と専門性は次のとおりであります。

(注) 次に掲げる取締役の経験と専門性の頭文字を□で表したマークは、7頁以降に記載しています。

企 企業経営 新 新規事業・研究開発 営 営業・マーケティング 海 海外事業・国際経験
知 知的財産 法 法務・リスク管理 財 財務・会計・金融

1 山口一城 (1958年7月23日生)

再任

企新営財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	株式会社第一勧業銀行入行	1994年6月	代表取締役社長
1985年4月	当社入社	2001年6月	代表取締役社長 代表執行役員
1987年6月	取締役	2005年5月	代表取締役社長 代表執行役員社長 (現任)
1989年6月	常務取締役	<重要な兼職の状況>	
1990年6月	代表取締役専務取締役	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役	
1993年6月	代表取締役副社長		

所有する当社株式数	105,059株	在任年数	34年	取締役会への出席状況 (2020年度) 取締役会：100% (13回/13回)
-----------	----------	------	-----	--------------------------------------------

取締役候補者とした理由

山口一城氏は、長年にわたり当社の代表取締役として経営を担い、経営に関する高い見識と豊富な経験・人脈を有しております。2000年より独特の成長戦略として「ジェネリック医薬品」、「アルカリ化療法剤」、「新薬開発」から成る「3つのミッション」を掲げ、足元で拡大するジェネリック医薬品市場に対応することで会社再建を果たし、さらに、その先の継続的な成長を見据えた事業の布石を打つなど、当社を「イノベーションを生み出し、生み続けることのできる会社」にするため、様々な経営課題に對し着実に取り組んでおり、今後も強いリーダーシップを発揮して経営を統括することで、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

2 轡田雅則 (1955年6月3日生)

再任

海法財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年4月	株式会社三井銀行入行	2015年4月	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当
2006年4月	当社入社 総務部長		
2007年5月	執行役員 薬事管理室担当兼総務部長		
2009年6月	取締役 執行役員 法令等遵守・薬事管理室・営業管理センター担当兼総務部長	2017年4月	取締役 専務執行役員 経営全般補佐/リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当 (現任)
2013年4月	取締役 常務執行役員 リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・海外事業部担当		

所有する当社株式数	7,318株	在任年数	12年	取締役会への出席状況 (2020年度) 取締役会：100% (13回/13回)
-----------	--------	------	-----	--------------------------------------------

取締役候補者とした理由

轡田雅則氏は、金融機関を経て当社に入社し、以後、リスク管理、法令等遵守、総務、人事、薬事管理、海外事業部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2009年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、ベトナム工場での商業生産の本格稼働をはじめ、ASEAN、中国を中心とする海外展開を推進しており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

やま かわ とみ お

3 山川富雄 (1954年6月7日生)

再任

新海知

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月	当社入社	2015年4月	取締役 執行役員 開発企画部担当兼創業研究所長
2006年10月	研究所長	2017年4月	取締役 常務執行役員 開発企画部担当兼創業研究所長 (現任)
2007年5月	執行役員 創業研究所長		
2012年6月	取締役 執行役員 創業研究所長		

所有する当社株式数	5,295株	在任年数	9年	取締役会への出席状況 (2020年度) 取締役会：100% (13回/13回)
-----------	--------	------	----	--------------------------------------------

取締役候補者とした理由

山川富雄氏は、これまで創業研究や医薬品開発部門の要職を務めており、当社における豊富な業務経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、自社開発創業を着実に進展させており、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

やす もと まさ ひで

4 安本昌秀 (1967年10月20日生)

再任

新宮財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1991年4月	株式会社日本長期信用銀行入行	2012年6月	取締役 執行役員 管理部・情報システム部・広報室担当兼経営企画部長
2002年11月	KPMGヘルスケアアジア株式会社入社	2021年4月	取締役 執行役員 情報システム部・広報室・臨床検査事業部担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長 (現任)
2005年4月	当社入社		
2007年10月	総合企画室長		
2008年7月	執行役員 広報室担当兼経営企画部長		

<重要な兼職の状況>

株式会社化合物安全性研究所取締役

所有する当社株式数	3,463株	在任年数	9年	取締役会への出席状況 (2020年度) 取締役会：100% (13回/13回)
-----------	--------	------	----	--------------------------------------------

取締役候補者とした理由

安本昌秀氏は、金融機関やヘルスケア事業に関するコンサルティング会社を経て当社に入社し、以後、経営企画、経理財務、広報、情報システム部門等の要職を務めており、事業及び会社経営について豊富な経験と見識等を有しております。これらの経験や知識を活かし、2012年6月の取締役就任以降、当社グループの重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たすとともに、当社グループの経営戦略の策定・推進に取り組んでおり、引き続き当社グループの企業価値向上に寄与できると判断し、取締役候補者としていたしました。

5 原田裕司 (1951年9月20日生)

再任

社外

独立役員

企海財

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	株式会社住友銀行入行	2008年11月	同社専務執行役員
2002年6月	株式会社三井住友銀行執行役員国際統括部長	2009年6月	同社取締役専務執行役員
2004年4月	同行執行役員国際統括部長退任	2017年6月	当社社外取締役(現任)
2004年4月	株式会社日本総合研究所常務執行役員	2017年6月	マツダ株式会社取締役専務執行役員退任
2007年6月	同社取締役兼専務執行役員	2018年6月	アルヒ株式会社常勤社外監査役(現任)
2008年3月	同社取締役兼専務執行役員退任	<重要な兼職の状況>	
2008年4月	マツダ株式会社常務執行役員	アルヒ株式会社常勤社外監査役	

所有する当社株式数	704株	在任年数	4年	取締役会への出席状況(2020年度) 取締役会:100%(13回/13回)
-----------	------	------	----	------------------------------------------

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

原田裕司氏は、金融機関やメーカー等において経営に携わり、また海外事業に関する豊富な業務経験を有しており、これらの経験や知識に基づき実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、2021年3月に設置した報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。

6 吉野正己 (1960年4月23日生)

再任

社外

独立役員

海知法

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月	外務省入省	2019年6月	当社社外取締役(現任)
1995年4月	弁護士登録(第一東京弁護士会所属) 梶谷総合法律事務所入所	2019年6月	株式会社新川社外取締役(監査等委員)
1996年4月	TMI総合法律事務所入所	2019年9月	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役(監査等委員)(現任)
2002年1月	米国ニューヨーク州弁護士登録	<重要な兼職の状況>	
2003年1月	TMI総合法律事務所パートナー	弁護士	
2004年10月	竹川・岡・吉野法律事務所入所 同事務所パートナー	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役(監査等委員)	
2007年6月	株式会社新川社外監査役		
2014年7月	吉野総合法律事務所開設(現在に至る)		

所有する当社株式数	399株	在任年数	2年	取締役会への出席状況(2020年度) 取締役会:100%(13回/13回)
-----------	------	------	----	------------------------------------------

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

吉野正己氏は、弁護士として企業法務等に精通し、また他社での社外役員の経験を有しており、客観的・専門的な視点から、リスクの指摘や改善策の提案等をいただいております。また、2021年3月に設置した報酬諮問委員会の委員として取締役報酬決定の客観性を高めるなど、当社経営の監督に適切な役割を果たしていただくことが期待できることから、引き続き社外取締役候補者といたしました。なお、吉野正己氏は、過去に社外役員になること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 社外取締役候補者である原田裕司氏及び吉野正己氏は、東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社が定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、同証券取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、当社が定める社外役員の独立性判断基準は11頁に記載のとおりです。
3. 当社は社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めております。そして、原田裕司氏及び吉野正己氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、本議案が原案のとおり承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ①社外取締役が任務を怠ったことによって当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ②上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりです。また、各取締役候補者は、すでに当該保険契約の被保険者となっており、再任後も引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は、2021年10月に更新の予定です。
- ①被保険者の範囲
当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員
- ②被保険者の実質的な保険料負担
保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。
- ③補填の対象となる保険事故の概要
被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。
- ④役員等の職務の適正性が損なわれないための措置
被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。
5. 上記株式数は、2021年3月31日現在の株式数に、2021年4月30日現在の役員持株会における保有持分を加算しております。

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）の独立性判断基準を以下のとおり定め、当社において合理的に可能な範囲で調査した結果、社外役員が、次の項目のいずれにも該当しない場合、当該社外役員は当社からの独立性を有し、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断する。

- ① 当社及び当社の子会社（以下「当社グループ」と総称する）の業務執行者¹又は過去10年間（但し、過去10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役、監査役又は会計参与であったことのある者²にあっては、それらの役職への就任の前10年間）において当社グループの業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先とする者²又はその業務執行者
- ③ 当社グループの主要な取引先³又はその業務執行者
- ④ 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産⁴を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体に所属する者）
- ⑤ 当社グループの法定監査を行う監査法人に所属する者
- ⑥ 当社グループから一定額を超える寄附又は助成⁵を受けている者（当該寄附又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合は当該団体の理事、その他の業務執行者）
- ⑦ 当社グループが借入れを行っている主要な金融機関⁶又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑧ 当社グループの主要株主⁷又は当該主要株主が法人である場合には当該法人の業務執行者
- ⑨ 当社グループが主要株主である会社の業務執行者
- ⑩ 当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の業務執行者
- ⑪ 過去3年間において上記②から⑩に該当していた者
- ⑫ 上記①から⑪に該当する者（重要な地位にある者⁸に限る）の近親者等⁹

- * 1 業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず使用人を含む
- * 2 当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して製品又はサービスを提供している取引先グループ（直接の取引先、その親会社及び子会社並びに当該親会社の子会社から成る企業集団をいう。以下同じ）であって、直近事業年度における取引額が、当該グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 3 当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品又はサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引額が、当社グループの年間連結売上高の2%を超える者
- * 4 多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、年間1,000万円又は当該団体の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える金銭その他の財産上の利益をいう）
- * 5 一定額を超える寄附又は助成とは、直近事業年度における、年間1,000万円又はその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄附又は助成をいう
- * 6 主要な金融機関とは、直前事業年度末における全借入額が当社の連結総資産の2%を超える金融機関をいう
- * 7 主要株主とは、議決権保有割合10%以上（直接保有、間接保有の双方を含む）の株主をいう
- * 8 重要な地位にある者とは、取締役（社外取締役を除く）、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人又は会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、財団法人・社団法人・学校法人その他の法人に所属する者のうち評議員、理事及び監事等の役員、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう
- * 9 近親者等とは、配偶者及び二親等内の親族をいう

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任される畑田康氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の役員退職慰労金規程に定める基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役に対する退職慰労金は、当社の役員退職慰労金規程に基づき、地位、在任年数及び功績に応じて支給上限額が確定し、報酬諮問委員会の答申を踏まえて決定されることから、相当であると考えております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
はたけ だ やすし 畑田 康	2015年6月 取締役 執行役員（現任）

取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、基本報酬として、1991年6月27日開催の第59回定時株主総会において、月額27百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）とご承認いただき、また、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会において、上記の基本報酬の報酬枠とは別枠にて、社外取締役を除く当社の取締役（以下「対象取締役」という。）に対し、年額20百万円以内でストック・オプションとしての新株予約権を報酬として付与することにつきご承認いただき、現在に至っております。

今般、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、対象取締役に対し、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、現行のストック・オプション制度に代えて、下記のとおり新たに譲渡制限付株式を付与するための報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することとしたいと存じます。

つきましては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、上記の基本報酬の報酬枠とは別枠で、廃止するストック・オプションの報酬枠と同じ年額20百万円以内と設定することにつきご承認をお願いいたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、報酬諮問委員会へ諮問し、その答申を受けたくうえで取締役会において決定します。

また、上記のとおり、本議案は、2021年3月23日付取締役会において定めた「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」（当該方針の概要について37頁以降に記載）に沿うものであり、かつ本割当株式（下記3.（1）で定義）の払込金額は下記1. のとおり特に有利とならない範囲の金額とするため、相当なものであると考えております。本議案をご承認いただいた場合も、当該方針を変更することは予定しておりません。

なお、本議案が本株主総会において承認可決された場合には、すでに付与済みのものを除き、対象取締役に対するストック・オプション制度を廃止し、以後、対象取締役に対するストック・オプションとしての新株予約権の新たな付与は行わないことといたします。

また、現在の取締役は7名（うち社外取締役は2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は6名（うち社外取締役は2名）となり、対象取締役は社外取締役2名を除く4名となります。

記

1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式の付与のために上記のとおり年額20百万円の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、当社の普通株式の発行又は処分を受けます。また、1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定いたします。なお、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、下記3. の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

2. 譲渡制限付株式の数の上限

各事業年度において対象取締役に対して割り当てる普通株式の総数は年8,000株以内といたします。ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分される当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整することができます。

3. 本割当契約の内容

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、3年から5年までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 譲渡制限付株式の無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位のいずれの地位も喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに上記(2)に定めるいずれの地位も喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

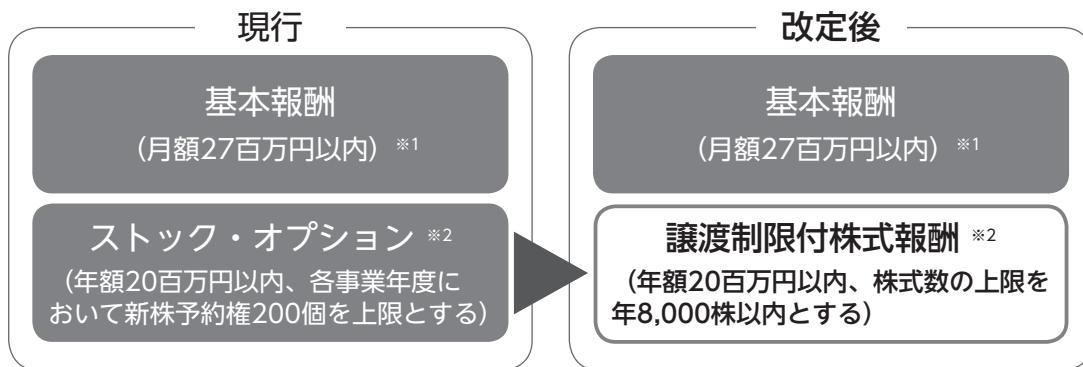
(4) 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。この場合、当社は、譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他取締役会で定める事項

本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

ご参考 第4号議案をご承認いただいた場合の取締役報酬



※1 使用人分給与は含みません。

※2 社外取締役を除きます。

なお、当社の執行役員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対しても、上記譲渡制限付株式と概ね同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以上

(添付書類)

事業報告

2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期について、当社グループの事業の概況をご報告申し上げます。

I 企業集団の現況に関する事項**1. 事業の経過及び成果**

当期における当社グループの売上高は、2019年10月及び2020年4月の2度にわたり行われた薬価改定に加え、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う患者さんの受診抑制や医療機関への情報提供活動の制約などの影響を受けた一方、当期に発売したジェネリック医薬品がその製剤特長などを背景に堅調に推移したことや、2020年7月に導入した長期収載品の売上寄与などにより、前年同期比0.7%減の31,541百万円となりました。

営業利益につきましては、上記売上要因に加え、薬価改定による原価率の上昇要因があるものの、グループ構造改革による人員体制の適正化や、さらなる経費使用の厳格化によるコスト改善に努めた結果、前年同期比54.8%増の564百万円となりました。

経常利益については、為替差益等の影響などにより前年同期比89.8%増の582百万円、また、親会社株主に帰属する当期純利益につきましては、構造改革費用を特別損失として計上した一方で、非事業用資産の売却益や有価証券売却益を計上したことから、前年同期比13.4%増の495百万円となりました。

連結業績

売上高	315億 41百万円 前年同期比 0.7%減 ▼	営業利益	5億 64百万円 前年同期比 54.8%増 ▲
経常利益	5億 82百万円 前年同期比 89.8%増 ▲	親会社株主に 帰属する 当期純利益	4億 95百万円 前年同期比 13.4%増 ▲

医薬品事業

1)医療用医薬品

①ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場については、前述した2回の薬価改定や新型コロナウイルスの影響に加え、オーソライズドジェネリックの台頭とそれに対抗するための各社の競争激化も相まって、厳しい事業環境が続きました。

当社グループにおきましては、医療機関の訪問規制への対応としてインサイドセールスやリモート面談などを駆使した情報提供活動に取り組む中で、2020年6月にアルツハイマー型認知症治療剤の「メマンチン塩酸塩OD錠『ケミファ』」など5成分9品目、12月には疼痛治療剤「プレガバリンOD錠『ケミファ』」など3成分8品目のジェネリック医薬品を発売しました。既存品については薬価改定の影響が大きかったものの、ラベプラゾールなど一部の製品については製剤特長を訴求した情報提供が奏功し、薬価改定の影響をカバーすることができました。

その結果、導出・輸出なども含めたジェネリック医薬品全体の売上高は前年同期比3.4%減の25,532百万円となりました。

②主力品・新薬

2020年7月に導入した長期収載品「クラリシッド」については、当下期以降、当社グループの売り上げに寄与する状況となっています。同製品は競合品が多い中でも長期にわたりブランド力を維持しており、これを手掛かりとした医療機関へのアプローチにより、ジェネリック医薬品事業とのシナジーを創出していきます。

また、主力品であるアルカリ化療法剤「ウラリットーU配合散・同配合錠」（以下「ウラリット」という）につきましては、ジェネリック医薬品への置換えが進んでいるものの、子会社である日本薬品工業株式会社が販売する同剤のジェネリック医薬品「クエンメット配合散・同配合錠」とあわせて当社グループで製造・販売できる状況を活かし、痛風並びに高尿酸血症における酸性尿改善の重要性に関する普及活動を強化してきました。



先発品に無い15mg製剤を開発



クラリシッド錠200mg

以上の結果、主力品・新薬5品目合計の売上高は前年同期比31.4%増の1,790百万円となり、ジェネリック医薬品も含めた医療用医薬品売上高は前年同期比1.7%減の27,322百万円となりました。

	前期売上高	当期売上高	前年同期比
ジェネリック医薬品	26,425百万円	25,532百万円	△3.4%
主力品・新薬	1,362百万円	1,790百万円	31.4%
医療用医薬品合計	27,788百万円	27,322百万円	△1.7%

2)臨床検査薬

2020年2月に富士フィルム和光純薬株式会社と国内で共同販売を開始しました、アレルギースクリーニング検査キット「ドロップスクリーン 特異的IgE 測定キット ST-1」(以下「ドロップスクリーン」という)と、その測定装置である「ドロップスクリーンA-1」(製造販売元：上田日本無線株式会社)について、当期は新型コロナウイルス感染症の影響により営業活動に遅れが生じましたが、アレルギー科を標榜しているクリニックのみならず、幅広い施設から導入のためのデモンストレーションや見積もりの依頼を受けており、導入された医療機関からも大変高い評価をいただいております。

また、自社開発のアレルギー検査薬「オリトンIgE『ケミファ』」(以下「オリトン」という)につきましては、2019年10月に測定試薬ラインナップ60品目のうち7品目について中国の監督当局である国家薬品监督管理局(NMPA)から製造認可を取得し、その後、さらに7品目の製造認可が下りたことから、当期に中国での試行的に商業販売を開始しました。今後も順次、承認品目を増やし、来期には本格的販売活動を開始できる見通しです。

以上により、医薬品事業全体の売上高は前年同期比0.7%減の30,423百万円となりました。



ドロップスクリーン専用
試薬キットST-1



測定装置A-1

そ の 他

「その他」の事業については、子会社の株式会社化合物安全性研究所が展開するCRO（Contract Research Organization 医薬品開発業務受託機関）市場は、医療機器、再生医療等製品、アカデミアの市場規模が緩やかに拡大しているとともに、医薬品開発におけるアウトソーシングの流れがあいまって堅調に推移しております。しかしながら、当期は新型コロナウイルス感染症の影響により、顧客の研究開発スケジュールに一時的な遅延が発生しております。

こうした状況下、同社の非臨床事業は、医療機器及びデータギャップ補完に伴う農薬の受注が堅調に推移しましたが、前年度に受注した複数の案件において開発スケジュールに遅れが生じたことで、減収減益となりました。一方、臨床事業については、ジェネリック医薬品の治験の引き合いが堅調に推移したとともに、非臨床から臨床まで包括して受注した医薬品、及び再生医療等製品の開発が臨床段階へと進んだことにより、増収増益となりました。

ヘルスケア事業及び不動産賃貸事業も含めた「その他」の事業全体の売上高は前年同期比0.5%減の1,117百万円となりました。

以上の結果、当期の各セグメントを通算した業績は、連結売上高が前年同期比0.7%減の31,541百万円、連結営業利益が同54.8%増の564百万円、連結経常利益が同89.8%増の582百万円、親会社株主に帰属する当期純利益が同13.4%増の495百万円となりました。



化合物安全性研究所（札幌本社）

2. 対処すべき課題

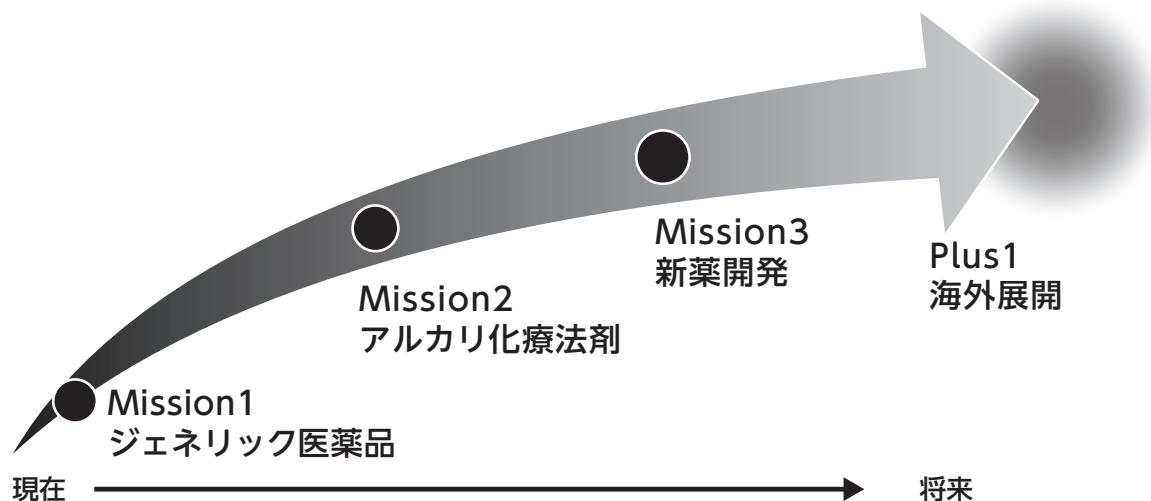
当社グループは「医薬品を中核としたトータルヘルスケアで人々の健康で豊かな生活に貢献する」ことを経営理念とし、国内外において存在価値のある企業グループとして発展することを目指しています。この経営理念のもと、グループの経営課題として、かねてより以下の3つのミッションを掲げています。

- i) ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する
- ii) アルカリ化療法に関する臨床研究の成果を最大限に活用する
- iii) 自社開発創薬により社会に貢献する

さらに、将来にわたる当社グループの成長持続のためには、国内のみならず海外での事業拡大が不可欠と考えており、2015年度からは

- iv) 海外の事業基盤確立

を「3つのミッションプラス1」として加え、これらの達成を経営戦略の中心に据え、日々事業に取り組んでいます。



Mission1 ジェネリック医薬品

ジェネリック医薬品市場におけるプレゼンスを確立する

1) 販売

国内ジェネリック医薬品市場はオーソライズドジェネリックの台頭による競争の激化、さらには価格帯集約化などの度重なる薬価制度改革の影響で、事業環境が著しく変化してきました。当社グループはこれまでも開発や製造など、サプライチェーン全般にわたってさまざまな取り組みを行ってきましたが、その最終段階として、いかなる環境においても持続的な成長を実現する事業構造への転換を図るために、2020年7月にグループ医薬営業を中心とした構造改革を実施しました。まず組織再編として、日本ケミファと日本薬品工業の医薬営業体制を一元化し、これを統括する「グループ医薬営業本部」を設置しました。そしてそれに伴い、営業人員規模の適正化と国内拠点の統廃合を推し進め、徹底的なリソースの効率化を図っています。

現在は設置されたグループ医薬営業本部のもとで、従来の卸ルートに加えて、販社ルートや大手調剤チェーン、グループ病院との一部直接取引など、ジェネリック医薬品の多様な販路に対応し、グループ全体で売上を伸ばす販売戦略に取り組んでいます。

2) 品質保証

当社グループでは安全でより良い医薬品の品質を確保するため、品質保証部門が中心となり、省令に従って定期的に製造業者等への監査、すなわち製造施設設備・製造記録及び試験記録等の確認を通し、医薬品の製造管理及び品質管理が適正に実施されていることを、原則的に3年に1回の頻度で確認しています。あわせて、重大な製品クレーム等が発生した場合には臨時に監査を行い、迅速かつ適切な措置を講じ再発防止に努めています。さらに、医療関係者の皆さまに安心して当社製品をご使用いただけるように、原薬製造所の

国名の情報開示や、原薬の安定的な調達のために原薬を複数の製造所から購入するマルチソース化にも積極的に取り組んでいます。

また、当社グループの製造部門を担う日本薬品工業では、日本ケミファの品質保証部門と相互に協力しながら情報を共有し、品質向上に向けた取り組みを協同して行うことで、随時、製造所から情報が共有され、医薬品の品質を適時的確に判断するための連携体制を十分に取っています。



日本薬品工業 つくば工場

同社の工場ではGMP（Good Manufacturing Practice 適正製造規範）3原則に従い、「人為的な誤りを最小限にすること」、「医薬品の汚染及び品質低下を防止すること」、「高い品質を保証するシステムを設計すること」を遵守した製造管理及び品質管理を行っており、一例として、コンピュータによる生産管理システムの導入、バーコードシステムによる原材料管理、すべての製品データを振り返るための年間照査、承認事項を遵守することの重要性に対する教育訓練の実施、不適事項が発生した場合に対するCAPA（Corrective Action, Preventive Action 是正処置及び予防処置）管理を含めた再発防止策の徹底などが挙げられます。また、いずれの製造所も規制当局による査察を定期的に受けており、適合の結果を得ています。

3) 生産体制

Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.（以下「NC-VN社」という）のベトナム工場が2018年11月に商業生産を開始して以降、製造量の多い、あるいはコストメリットの出しやすい品目を中心に国内工場から同工場への製造移管を進めており、将来的にはグループ製品の3割程度を生産できる体制とし、グループの製造能力拡大と生産コスト引き下げを実現していきます。また、国内製造拠点についてはその高い技術力を生かし、新製品や受託品の製造を担うマザー工場としての活用を拡大してまいります。



ベトナム工場（ベトナム ビンズン省）

4) 開発

ジェネリック医薬品の研究開発につきましては、市場競争の激化を踏まえ、他社競争優位性のある品目の開発や、国内外企業との共同開発にも積極的に取り組み、医療関係者、患者さんのニーズを反映した特長を有する製品や、付加価値のある製品の開発と市場への投入を目指してまいります。

また開発の組織体制については、製剤・分析における新たな技術への挑戦を行う「製剤技術開発部」と、海外企業との連携強化と共同開発を推進する「海外技術開発部」の二部制に組織再編し、開発ターゲット品目の確実な市場投入と、スピーディーに開発を推進する取り組みにチャレンジしています。

Mission2 アルカリ化療法剤

アルカリ化療法に関する臨床研究の成果を最大限に活用する

当社グループがウラリットで培ってきたアルカリ化療法剤については、さまざまな方面で展開が進んでいます。

まず、創薬ベンチャーであるDelta-Fly Pharma株式会社とライセンス契約を締結した抗がん剤DFP-17729は、がん細胞周辺の微小環境改善作用を有し、酸性に傾いているがん細胞周囲の微小環境をアルカリ化することによる難治性がんの画期的治療効果が期待されています。末期の膵臓がん患者を対象とするフェーズⅠ／Ⅱ試験を2020年11月にスタートし、その後、フェーズⅠ部分での安全性が確認されたことから、2021年4月には試験施設を追加したうえでフェーズⅡ部分へと移行いたしました。試験の対象となる膵臓がんは早期発見が難しく、特に末期では満足できる治療剤がない状況にあるため、一日も早い新薬の開発が期待されています。

また、当社グループが協力を行いながら東北大学で進められている、アルカリ化療法剤と慢性腎臓病（以下「CKD」という）との関連を解明する臨床研究「CKOARA Study」は、初期的なデータ解析を終えて手ごたえを得たことから、AIやリアルワールドデータ（以下「RWD」という）を活用し追加の解析を行っており、それらの成果につきましては近いうちに学会で発表が行われ、論文化されるものと見込んでいます。さらにこの研究で集められたデータを応用し、クエン酸塩の機能性表示食品としての開発を進めているところです。

Mission3 新薬開発

自社開発創薬により社会に貢献する

1) パイプライン

新薬の研究開発については、領域を絞り込み、その領域の第一人者との共同研究を推進することを基本方針としています。そのうえで探索研究に重点を置き、得られた成果を早期段階で導出することで、開発上のリスクを軽減しつつ効率的に開発を進めていきます。この方針のもと、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という）の「CiCLE事業」に採用されている、オピオイドデルタ受容体作動薬「NC-2800」（抗うつ、抗不安薬）については、間もなくフェーズⅠ試験をスタートする予定であり、あわせて早期導出に向けた活動も進めていきます。

また、P2X4受容体拮抗薬「NC-2600」については、これまでの神経障害性疼痛に加え、慢性咳嗽などの適応症にフォーカスした導出活動を開始しており、ファーストインクラスの化合物としての可能性を深掘りしながら、早期の導出を目指します。

さらに、「NC-2500」（キサンチンオキシドレダクターゼ阻害薬）と「NC-2700」（URAT1阻害薬）についても、そのユニークな特性を国内外の企業へアピールしながら導出活動を行っており、共同開発なども含め、さまざまな可能性を検討しています。

【パイプライン 2021年3月末時点】

開発番号	作用機序 (ターゲット)	開発状況			備考
		前臨床	フェーズⅠ	フェーズⅡ	
NC-2400	PPAR- δ 作動薬 (脂質代謝改善)	■	■		・フェーズⅠ終了 ・ABIONYX（アビオニクス、旧セレニス社（仏））へ導出済
NC-2500	XOR阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■		・フェーズⅠを終了し国内外企業に向けた導出活動を展開中 ・神経変性疾患を新たなターゲットとした展開の可能性を模索
NC-2600	P2X4受容体拮抗薬 (神経障害性疼痛・慢性咳嗽)	■	■		・フェーズⅠを終了し、国内外企業に向けた導出活動を展開中 ・神経障害性疼痛以外に慢性咳嗽をターゲットとして導出活動を開始
NC-2700	URAT1阻害薬 (痛風・高尿酸血症)	■	■		・非臨床試験を終了 ・国内外企業に向けた導出活動を展開中
NC-2800	オピオイド δ 受容体作動薬 (うつ・不安)	■	■		・2018年1月AMEDのCiCLE事業に採択 ・2021年のフェーズⅠ開始および導出に向けた活動中
DFP-17729	がん微小環境改善剤 (脾臓がん)	■	■	■	・Delta-Fly Pharmaが開発を行っている ・2021年4月よりフェーズⅡへ移行
ソレトン	COX阻害薬 (びまん型腱鞘膜巨細胞腫他)			■	・医師主導型臨床試験 ・目標症例数に達し、データ解析中
カルバン	$\alpha 1\beta 1$ 遮断剤 (ハンチントン病他)			■	・SOM Biotech社(スペイン)に導出済み ・フェーズⅡa試験が終了

2) 新技術を活用した創薬・臨床開発

当社グループは進歩が著しいAIなど新技術を活用した手法を導入することで、有望な創薬テーマの創出や開発プロセスの迅速化、業務の効率化などにつなげたいと考え、現在、デジタル技術に強みを持つベンチャー企業2社への出資や業務提携を行っています。

AI創薬ベンチャーである株式会社MOLCUREとは、創薬プロセスの初期段階における化合物の探索と最適化のプロセスを効率化することを目指しています。同社との協業により当社グループとして初めてAIを用いた創薬に着手し、新たな創薬プロセスを導入することができました。

デジタル医療を推進するサスメド株式会社とは、特定の開発候補テーマに関して、同社のAIシステムとRWDを用いた多面的な分析を行い、効率的な治験デザインを構築するチャレンジを行っています。加えて、2021年2月には同社のブロックチェーン技術を使った臨床試験の効率化について、具体的な検討を開始したことを発表しました。



イメージ

Plus1 海外展開

海外の事業基盤確立

1) 海外販売

2020年に中国で権威ある高血圧関連学会が定めたガイドラインにおいて、「カルバン錠」が標準的な治療剤の選択肢として収載されたことを活用し、今後は主要都市での販促活動を本格化していきます。さらに同国での申請が受理され審査が始まっている品目や、現地でBE試験（biological equivalence study 生物学的同等性試験）を予定している品目もあり、引き続き中国での実績を着実に積み上げてまいります。一方、ベトナムではNC-VN社が同国で販売申請中の品目について、複数の現地卸より取り扱いの希望が寄せられており、現地販売チャネルの開拓を進めてまいります。

また、臨床検査薬事業においては、アレルギー市場の大きな中国でオリトンの承認品目の拡大が見込まれており、2021年度中に追加承認を経て、同地で本格的なプロモーションを開始したいと考えています。さらにドロップスクリーンについても海外での展開を具体的に検討していきます。



カルバン錠上市説明会（中国四川省成都）

2) 開発

現在、日本向け製品の製造を行っているNC-VN社は、将来的には同社を足掛かりにベトナム国内や周辺国での販売を行うことも視野に入れています。また今後、海外で本格的に自社製品を販売するために、2019年4月に創設された当社「海外技術開発部」と協同し、ASEAN市場に向けた用量規格の製剤を開発しており、できるだけ早期に申請を行いたいと考えています。



ベトナム工場内部

イノベーションロードマップ

右の図は、当社グループの3つのミッションの各テーマに関する、2030年までの中長期にわたる事業価値創出のプロセスや目標をお示したものです。

まず、足元の収益力強化に繋がる取り組みが、国内製品と臨床検査薬事業による取り組みです。国内医薬品市場の事業環境が厳しさを増すなかで、付加価値のあるジェネリック医薬品を年間2品目以上市場に投入することを目指すと同時に、今後も医療現場のニーズが高い新薬や長期収載品の導入を行うことで収益基盤を強化してまいります。また、臨床検査薬においては、2020年に発売した新製品「ドロップスクリーン」の国内販売を拡大すると同時に、中国や欧米への海外展開を加速し収益拡大を目指します。

海外市場へは現在5品目を輸出していますが、NC-VN社で開発・製造する品目を今後投入してまいります。

これらに続く成長ドライバーとして期待しているのが、アルカリ化療法剤に関する展開です。Delta-Fly Pharma株式会社が抗がん剤として開発を進めているDFP-17729が数年内にフェーズⅢに移行する予定であり、順調に進めば2020年代半ばに承認申請できるものと期待しています。また、CKDでの適応拡大についても、AIやRWDを活用し効率的な開発を進めてまいります。更に、アルカリ化療法剤で当社グループが有するノウハウを活かした機能性表示食品への応用についても具体的取り組みを進めており、医薬品用途以外での幅広い展開を目指してまいります。

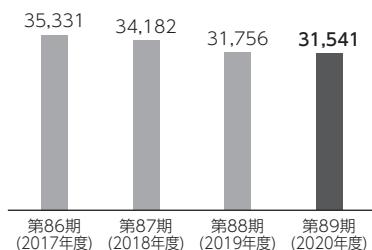
新薬開発には10年単位の長期間が必要となりますが、当社グループは化合物の探索に特化して開発の初期で大手製薬会社などへライセンスアウトを行うことで、開発スピードを上げるとともに開発リスクを軽減しております。2020年代半ばすぎにはAMEDの支援を受けて開発を進めているNC-2800の治験がフェーズⅡbに移行する見込みであることに加え、そのほかの化合物においても導出活動を継続しており、今後、契約金やロイヤリティによる収益貢献が見込まれています。

ミッション	項目	取組内容	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030		
1.ジェネリック医薬品	国内製品戦略	付加価値製品戦略 (競争の少ない製品の投入) 新薬/長期収載品の導入	年間2品目以上の付加価値ジェネリック医薬品上市を目指す											
2.アルカリ化療法剤	アルカリ化療法剤の展開	DFP-17729 抗がん剤開発	臓器がん フェーズI/II		フェーズⅢ			申請・承認・上市						
		CKD関連適応拡大検討	PMDA相談		CKD関連適応症の検討～治験の開始 (AI/リアルワールドデータ活用により治験期間の短縮/低廉化を図る)								申請・承認・上市	
		食品化 機能性表示/ 知財化関連商品	2022～25年間に4製品の上市						その他の食品化関連商品2件も順次上市					
3.新薬開発	NCシリーズ 導出	NC-2800 フェーズI/IIaの実施と導出	AMED CiCLE事業によるフェーズI/IIaの実施							導出先によるフェーズIIb/Ⅲの実施				
		NC-2600 適応変更による導出	早期に慢性咳嗽での導出とマイルストーンによる収益貢献											
		NC-2500/NC-2700 導出活動と開発ステージ進展	NC-2500は痛風/高尿酸血症に加えて新規適応症での導出 NC-2700は資金調達などにより開発ステージ進展											
	開発候補探索	AIを活用した新規テーマ創出	新規テーマ探索・創出		前臨床/導出		新しい手法で継続してテーマを創出							
Plus1. 海外展開	海外市場展開	製品輸出→現地開発/製造	4ヶ国5品目～順次品目追加		5ヶ国10品目 ～6品目現地製造			さらなる販売国・品目拡大に継続チャレンジ 並行して、輸出モデルから利益率の高い現地開発/製造モデルへ順次軸足をシフト						
		DP3000/オリトン 中国でのライセンスビジネス	オリトン中間品輸出拡大		36品目を順次追加承認								以降も継続して測定品目を追加	
	臨床検査薬	ドロップスクリーン 国内外市場展開/新領域展開	国内市場浸透		測定試薬のシリーズ化により継続的な事業拡大を図る									
			海外向け試薬ラインナップ開発		欧米垂にて順次上市									

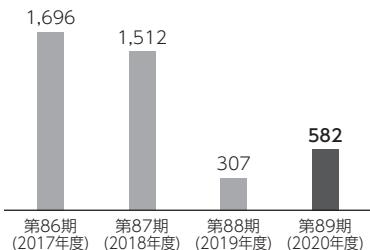
いずれも現時点での情報に基づく計画であり、さまざまな要因により実現のタイミングが変動する可能性はありますが、このように複数のテーマで並行してイノベーションに取り組んでいくことで、順次その成果が収益を生み、当社グループのミッションを達成する成長ストーリーへとつながっていくと考えています。

3. 財産及び損益の状況の推移

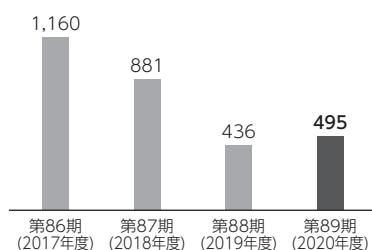
売上高 (単位：百万円)



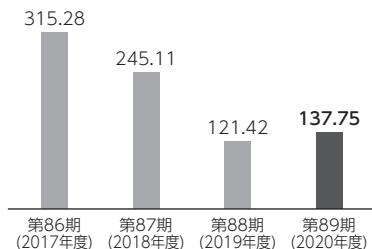
経常利益 (単位：百万円)



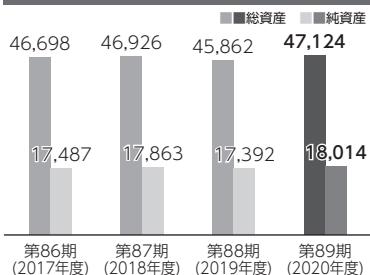
親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



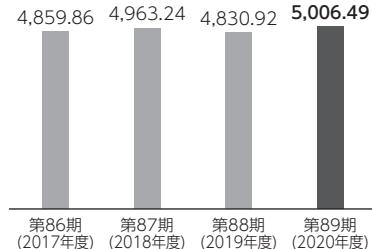
1株当たり当期純利益金額 (単位：円)



総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり純資産額 (単位：円)



(当社グループ)

区 分	2017年度 第 86 期	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期 (当連結会計年度)
売上高	35,331百万円	34,182百万円	31,756百万円	31,541百万円
経常利益	1,696百万円	1,512百万円	307百万円	582百万円
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,160百万円	881百万円	436百万円	495百万円
1株当たり 当期純利益金額	315.28円	245.11円	121.42円	137.75円
総資産	46,698百万円	46,926百万円	45,862百万円	47,124百万円
純資産	17,487百万円	17,863百万円	17,392百万円	18,014百万円
1株当たり純資産額	4,859.86円	4,963.24円	4,830.92円	5,006.49円

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

(当社)

区 分	2017年度 第 86 期	2018年度 第 87 期	2019年度 第 88 期	2020年度 第 89 期 (当事業年度)
売 上 高	29,867百万円	27,256百万円	25,273百万円	24,384百万円
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)	769百万円	574百万円	△309百万円	690百万円
当 期 純 利 益	748百万円	479百万円	86百万円	643百万円
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 金 額	201.11円	131.89円	23.77円	176.96円
総 資 産	34,823百万円	34,338百万円	32,538百万円	34,589百万円
純 資 産	11,191百万円	11,232百万円	10,457百万円	11,055百万円
1 株 当 た り 純 資 産 額	3,071.60円	3,081.90円	2,867.40円	3,034.03円

(注) 『『税効果会計に係る会計基準』の一部改正』を第87期より適用しておりますが、ご参考までに、第86期については当該会計基準に組み替えた数値を記載しております。

4. 資金調達の状況

特に記載すべき重要な事項はございません。

5. 設備投資の状況

該当事項はございません。

6. 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日 本 薬 品 工 業 株 式 会 社	160百万円	100.0%	医 薬 品 の 製 造 ・ 販 売
株 式 会 社 化 合 物 安 全 性 研 究 所	250百万円	100.0%	安 全 性 試 験 の 受 託 等
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.	13,500千米ドル	100.0%	医 薬 品 の 製 造

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

7. 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

医薬品及び臨床検査薬等の製造・販売

医薬品等の安全性試験の受託

健康食品等販売

8. 主要な営業所及び工場等 (2021年3月31日現在)

		事業所名	所在地
当	社	本社	東京都千代田区
		北日本支店	宮城県仙台市
		東京支店	東京都千代田区
		関越支店	埼玉県さいたま市
		名古屋支店	愛知県名古屋市
大阪支店	大阪府大阪市		
広島支店	広島県広島市		
福岡支店	福岡県福岡市		
		創薬研究所	埼玉県三郷市
		東日本物流センター	千葉県浦安市
		西日本物流センター	兵庫県神戸市
日本薬品工業株式会社		本社	東京都千代田区
		茨城工場	茨城県稲敷市
		つくば工場	茨城県筑西市
株式会社化合物安全性研究所		本社	北海道札幌市
Nippon Chemiphar Vietnam Co., Ltd.		本社・工場	ベトナム社会主義共和国ビンズン省

(注) 2020年10月1日付で、札幌支店と仙台支店を統合し、北日本支店といたしました。

9. 従業員数（2021年3月31日現在）

事業の種類別セグメント	従業員数
医薬品事業	665名（135名）
その他	60名（29名）
全社（共通人員）	35名（4名）
合計	760名（168名）

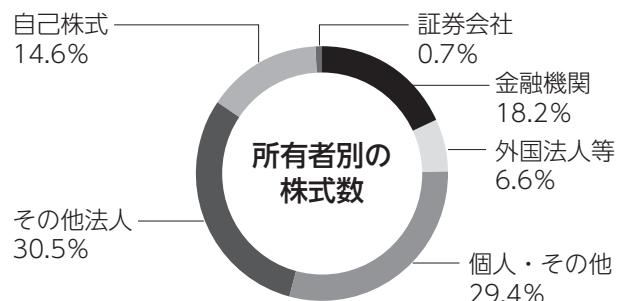
- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、嘱託及び臨時従業員数であります。

10. 主要な借入先（当社）（2021年3月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	2,725百万円
株式会社あおぞら銀行	1,546百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,453百万円
株式会社みずほ銀行	1,307百万円
株式会社横浜銀行	1,053百万円
株式会社きらぼし銀行	892百万円
三井住友信託銀行株式会社	862百万円
株式会社日本政策投資銀行	547百万円
株式会社北陸銀行	528百万円
株式会社りそな銀行	415百万円

Ⅲ 会社の株式に関する事項

1. 発行可能株式総数 15,400,000株
2. 発行済株式の総数 4,261,420株
(自己株式 623,228株を含む)
3. 当期末株主数 5,082名
(前期比88名増)
4. 大株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
ジャパンソファルシム株式会社	714	19.6
豊島薬品株式会社	242	6.6
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	153	4.2
日本生命保険相互会社	144	3.9
今村均	126	3.4
山口一城	104	2.8
ゼリア新薬工業株式会社	93	2.5
株式会社きらぼし銀行	75	2.0
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	75	2.0
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	75	2.0

- (注) 1. 当社は、自己株式623千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

事業年度末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	第4回新株予約権 (2017年8月1日発行)
発行決議の日	2017年6月23日
役員の保有状況	44個(5名)
うち取締役(社外取締役を除く)	44個(5名)
うち社外取締役	—
うち監査役	—
新株予約権の目的となる株式の種類及び数	普通株式 4,400株(新株予約権1個につき100株)
新株予約権の払込金額	払込みを要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個につき541,400円
新株予約権の行使期間	2020年8月2日から2023年8月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注)

(注) 新株予約権の行使の条件は以下のとおりです。

- (i) 新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」)が当社の役員又は従業員の地位(以下「権利行使資格」)を喪失した場合(但し、新株予約権者が任期満了又は定年により権利行使資格を喪失した場合を除く。)は、新株予約権は直ちに失効し、以後行使できないものとします。
- (ii) 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者が死亡した日から3ヶ月が経過する前に新株予約権者の相続人による新株予約権に関する遺産分割協議その他の相続手続が完了した場合に限り、新株予約権の相続を認めます。
- (iii) 新株予約権の譲渡、質入れその他一切の処分は認めないものとします。
- (iv) 新株予約権の行使についてのその他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結している新株予約権割当契約に定めるところによります。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役、監査役及び執行役員の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役社長 代表執行役員社長	やま ぐち かず しる 山 口 一 城	ジャパンソファルシム株式会社代表取締役
取 締 役 員 専 務 執 行 役 員	くつわ だ まさ のり 轡 田 雅 則	経営全般補佐／リスク管理・法令等遵守・薬事管理室・総務部・人事部・海外事業部担当
取 締 役 員 常 務 執 行 役 員	やま かわ とみ お 山 川 富 雄	開発企画部担当兼創薬研究所長
取 締 役 員 執 行 役 員	やす もと まさ ひで 安 本 昌 秀	情報システム部・広報室担当兼経営企画部長兼ヘルスケア部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
取 締 役 員 執 行 役 員	はたけ だ やすし 畑 田 康	製剤技術開発部・海外技術開発部担当 ジャパンソファルシム株式会社取締役
取 締 役 員	はら だ ゆう じ 原 田 裕 司	アルヒ株式会社常勤社外監査役
取 締 役 員	よし の まさ き 吉 野 正 己	弁護士 株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役（監査等委員）
常 勤 監 査 役 員	まき の さかる 牧 野 盛	
監 査 役 員	たか はし つよし 高 橋 剛	弁護士
監 査 役 員	しん どう なお しげ 進 藤 直 滋	公認会計士
執 行 役 員	く どう しん いち 工 藤 伸 一	グループ医薬営業本部長 日本薬品工業株式会社代表取締役社長
執 行 役 員	なか じま しん じ 中 島 慎 司	グループ購買・営業管理センター担当兼管理部長
執 行 役 員	なか い とし き 仲 井 俊 樹	臨床検査薬事業部・メディカルアフェアーズ部担当兼信頼性保証総括部長
執 行 役 員	はや みず こう き 速 水 康 紀	開発企画部長

- (注) 1. 常勤監査役中村裕二氏は、2020年6月19日開催の第88回定時株主総会終結時に任期満了により退任いたしました。
2. 常勤監査役牧野盛氏は、2020年6月19日開催の第88回定時株主総会において新たに選任され、同日就任いたしました。

3. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏は、社外取締役であります。
4. 監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏は、社外監査役であります。
5. 監査役進藤直滋氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏につきましては、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
7. 2021年4月1日付で地位及び担当並びに重要な兼職の状況に異動がありました。

氏名	変更後	変更前
安本昌秀	取締役 執行役員 情報システム部・広報室・ 臨床検査薬事業部担当 兼経営企画部長兼ヘルスケア部長 株式会社化合物安全性研究所取締役	取締役 執行役員 情報システム部・広報室担当 兼経営企画部長兼ヘルスケア部長 株式会社化合物安全性研究所取締役
速水康紀	執行役員 メディカルフェアーズ部担当 兼開発企画部長	執行役員 開発企画部長
嶋田次郎	執行役員 信頼性保証総括部長 兼品質保証部長	信頼性保証総括部 品質保証部長
仲井俊樹	理事 メディカルフェアーズ部理事	執行役員 臨床検査薬事業部・ メディカルフェアーズ部担当 兼信頼性保証総括部長

(注) 下線部は変更箇所を示しております。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外役員として有能な人材を迎えることができるよう、社外役員との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役原田裕司氏及び吉野正己氏、並びに社外監査役高橋 剛氏及び進藤直滋氏それぞれとの間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外役員が任務を怠ったことにより当社に対し損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度として、その責任を負うものとします。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外役員がその責任の原因となった職務の遂行について善

意でかつ重大な過失がないときに限るものとします。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その内容の概要は次のとおりです。また、各取締役はすでに当該保険契約の被保険者となっており、5頁以降記載の第2号議案が承認可決された場合は、引き続き被保険者となります。なお、当該保険契約は、2021年10月に更新の予定です。

① 被保険者の範囲

当社並びに子会社の取締役、監査役及び執行役員

② 被保険者の実質的な保険料負担

保険料は会社負担としており、被保険者の保険料負担はありません。

③ 補填の対象となる保険事故の概要

被保険者の業務又は職務の執行に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害（法律上の損害賠償金及び争訟費用）について補填されます。

④ 役員等の職務の適正性が損なわれないための措置

被保険者の故意に基づく法令違反行為、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任に対しては補填の対象とされない旨の免責条項が付されております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき2021年3月23日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針（以下「報酬決定方針」という）を制定しており、その概要は次のとおりです。

【基本方針】

当社の取締役の報酬等は、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとしての機能にも配慮し、個々の取締役の報酬等の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

具体的には、社内取締役の報酬等は金銭固定報酬を基本とし（以下「基本報酬」という）、不定期的に非金銭報酬の支給を決定いたします。社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うことといたします。

《各報酬制度の概要》

報酬項目	概要
基本報酬	月例の金銭固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じ、当社の業績、及び本人の業務評価等を踏まえて報酬額を決定する。
非金銭報酬	当社取締役会は、社内取締役の一部又は全部に対し、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブを与えるものとして適切な株式報酬の内容、額若しくは数又はその算定方法、当該株式報酬を与える時期又は条件、その他必要な事項を定める。

【構成】

各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合については、役位、職責、在任年数、当社の業績、従業員給与の水準、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業の報酬水準を踏まえつつ、業績の向上を通じて企業価値及び株主価値の持続的な向上を図る経営を推進するインセンティブとして十分に機能するための最適な構成といたします。

社外取締役はその職務に鑑み、基本報酬のみとするため、金銭固定報酬の額が各社外取締役の報酬等の額の全部を占めます。

【決定方法】

各取締役の基本報酬の額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容の決定について委任を受けるものといたします。代表取締役社長は、報酬決定方針に従って決定を行います。取締役会は、代表取締役社長の決定が報酬決定方針に沿ったものであるかを報酬諮問委員会に諮問し、答申を受けます。

なお、株式報酬は、各社内取締役の金銭固定報酬の額又は非金銭報酬の額の各社内取締役の報酬等の額に対する割合の妥当性についての報酬諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会で各社内取締役の割当株式数を決議いたします。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

	報酬の種類	報酬限度額等	株主総会決議年月日	決議時の 役員の員数
取締役	基本報酬	月額27百万円以内 (ただし、使用人分 給与は含まない。)	1991年6月27日 第59回定時株主総会	取締役13名
監査役	基本報酬	月額3百万円以内	1991年6月27日 第59回定時株主総会	監査役2名

- (注) 1. 当社は、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会（決議時の取締役8名（うち社外取締役2名））において、上記の基本報酬の報酬枠とは別枠にて、社外取締役を除く取締役に対し、年額20百万円以内、各事業年度において新株予約権200個を上限として、ストック・オプションとしての新株予約権を報酬として付与することにつき決議しておりますが、13頁以降に記載の第4号議案が承認可決された場合、現行のストック・オプション制度を廃止し、上記の基本報酬の報酬枠とは別枠で、年額20百万円以内、株式数の上限を年8,000株以内で、社外取締役を除く取締役に譲渡制限付株式を付与する株式報酬制度を導入いたします。
2. 当社は2017年5月18日開催の取締役会の決議により、2017年6月23日開催の第85回定時株主総会の終結の時をもって、社外取締役及び社外監査役に対する退職慰労金制度を廃止し、第85回定時株主総会終結の時までの在任期間に対応する退職慰労金をそれぞれの退任時に贈呈することを当該定時株主総会で決議しております。
3. 当社は2019年8月23日開催の取締役会の決議により、2019年8月22日をもって、社内監査役に対する退職慰労金制度を廃止いたしました。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月19日開催の取締役会における委任決議に基づき、代表取締役社長山口一城氏が、各取締役の使用人兼務取締役の使用人分給与を除いた具体的な月額報酬の金額を決定しております。

代表取締役社長に委任をした理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

当社は、代表取締役社長に委任された権限が適切に行使されるようにするための措置として、2021年3月に、社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会を設置いたしました。報酬諮問委員会では、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と、報酬決定方針との整合性を含めた検討を行い、取締役会に対して答申します。

本事業年度においては、報酬決定方針の制定より前に、本事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容を決定したため、報酬決定方針制定後、報酬諮問委員会にて、代表取締役社長が決定した取締役の個人別の報酬等の内容と報酬決定方針との整合性を検討し、取締役会に対し答申し

たしました。当該手続きを経て、取締役の個人別の報酬額について確認が行われているため、取締役会はその内容が報酬決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	退職慰労引当金等	
取締役 (うち社外取締役)	143百万円 (13百万円)	124百万円 (13百万円)	0百万円 (—)	18百万円 (—)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	19百万円 (9百万円)	19百万円 (9百万円)	— (—)	— (—)	4名 (2名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与(38百万円)は含まれておりません。
 2. 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。当該新株予約権の内容及びその交付状況は、Ⅲ会社の新株予約権等に関する事項に記載のとおりです。
 3. 退職慰労引当金等は、当事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。
 4. 上記のほか、2020年6月19日開催の第88回定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
 退任監査役 1名 11百万円

5. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

地	位	氏名	兼職その他の状況
取	締	役 原 田 裕 司	アルヒ株式会社常勤社外監査役
取	締	役 吉 野 正 己	株式会社パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス社外取締役(監査等委員)
監	査	役 高 橋 剛	該当事項なし
監	査	役 進 藤 直 滋	該当事項なし

(注) 社外役員が兼職している他の法人と当社の間には特別の関係はありません。

(2) 社外役員の子な活動状況

地位	氏名	取締役会 出席状況 (出席率)	監査役会 出席状況 (出席率)	取締役会及び監査役会における 発言その他の活動状況
取締役	原田裕司	13回／13回 (100%)	—	金融機関やメーカー等における経営及び海外事業に関する豊富な業務経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役	吉野正己	13回／13回 (100%)	—	弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営全般に対し、意見を述べるなど、社外取締役として独立した立場から取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	高橋 剛	13回／13回 (100%)	16回／16回 (100%)	弁護士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	進藤直滋	13回／13回 (100%)	16回／16回 (100%)	公認会計士としての専門的な見地から公正な意見の表明を行い、取締役会及び監査役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

(3) 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

地位	氏名	期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	原田裕司	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、金融機関やメーカー等における豊富な経営経験と業務知識に基づき、実践的な視点から、経営に関する助言、リスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。
取締役	吉野正己	取締役会や独立社外者のみを構成員とする会合において、当社の対処すべき課題等に対して、企業法務に精通した弁護士として、また他社での社外役員の経験に基づき、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営の監督に適切な役割を果たしております。

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2021年3月31日)	(ご参考) 前期 (2020年3月31日)	科目	当期 (2021年3月31日)	(ご参考) 前期 (2020年3月31日)
資産の部			負債の部	29,109	28,470
流動資産	30,446	29,314	流動負債	14,102	13,739
現金及び預金	10,584	10,079	支払手形及び買掛金	1,777	1,745
受取手形及び売掛金	7,978	7,368	電子記録債務	5,750	5,436
電子記録債権	4,043	3,993	短期借入金	384	400
商品及び製品	4,720	4,400	1年内返済予定の長期借入金	2,420	2,660
仕掛品	1,132	1,249	リース債務	84	104
原材料及び貯蔵品	1,647	1,615	未払金	209	240
未収還付法人税等	—	161	未払法人税等	262	63
その他	339	446	未払消費税等	91	72
固定資産	16,676	16,547	未払費用	2,057	2,143
有形固定資産	12,309	13,185	預り金	137	136
建物及び構築物	5,139	5,521	返品調整引当金	1	1
機械装置及び運搬具	1,838	2,014	販売促進引当金	415	395
工具、器具及び備品	289	344	その他	512	339
土地	4,831	5,064	固定負債	15,006	14,730
リース資産	198	240	社債	200	200
建設仮勘定	12	—	長期借入金	12,114	11,537
無形固定資産	1,242	324	リース債務	165	198
特許権	21	25	役員退職慰労引当金	461	445
商標権	68	—	退職給付に係る負債	140	590
販売権	949	100	再評価に係る繰延税金負債	1,047	1,115
リース資産	30	32	その他	876	642
ソフトウェア	162	146	純資産の部	18,014	17,392
電話加入権	9	18	株主資本	15,076	14,607
投資その他の資産	3,124	3,037	資本金	4,304	4,304
投資有価証券	2,026	1,853	資本剰余金	1,303	1,303
長期前払費用	270	318	利益剰余金	12,655	12,186
敷金及び保証金	74	94	自己株式	△3,187	△3,187
退職給付に係る資産	128	—	その他の包括利益累計額	2,921	2,759
繰延税金資産	267	419	その他有価証券評価差額金	714	571
その他	418	412	土地再評価差額金	2,357	2,513
貸倒引当金	△61	△61	為替換算調整勘定	△223	△62
繰延資産	0	0	退職給付に係る調整累計額	72	△262
社債発行費	0	0	新株予約権	17	25
資産合計	47,124	45,862	負債純資産合計	47,124	45,862

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月31日	前 期 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日
売上高	31,541	31,756
売上原価	20,097	19,200
売上総利益	11,444	12,555
販売費及び一般管理費	10,879	12,190
営業利益	564	364
営業外収益	172	152
受取利息	1	0
受取配当金	34	52
固定資産賃貸料	6	6
持分法による投資利益	17	18
為替差益	11	—
保険配当金	12	13
受取設備負担金	7	45
雇用調整助成金	52	—
その他	29	14
営業外費用	154	210
支払利息	122	124
為替差損	—	58
支払手数料	9	9
その他	22	18
経常利益	582	307
特別利益	299	475
固定資産売却益	56	—
投資有価証券売却益	232	475
新株予約権戻入益	9	—
特別損失	167	49
投資有価証券評価損	—	49
構造改革費用	167	—
税金等調整前当期純利益	713	732
法人税、住民税及び事業税	320	139
法人税等調整額	△101	156
法人税等合計	218	296
当期純利益	495	436
親会社株主に帰属する当期純利益	495	436

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨)

(単位：百万円)

科 目	当 期		前 期	
	自 2020年 4月 1日	至 2021年 3月 31日	自 2019年 4月 1日	至 2020年 3月 31日
営業活動によるキャッシュ・フロー		1,503		1,394
投資活動によるキャッシュ・フロー		△1,024		326
財務活動によるキャッシュ・フロー		29		△961
現金及び現金同等物に係る換算差額 (△は減少)		△4		△12
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)		505		745
現金及び現金同等物の期首残高		10,000		9,254
現金及び現金同等物の期末残高		10,505		10,000

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	当期 (2021年3月31日)	(ご参考) 前期 (2020年3月31日)	科目	当期 (2021年3月31日)	(ご参考) 前期 (2020年3月31日)
資産の部			負債の部		
流動資産	20,790	19,437	流動負債	11,347	10,939
現金及び預金	6,520	5,984	支払手形	25	28
受取手形	167	179	電子記録債務	5,428	4,836
電子記録債権	3,835	3,864	買掛金	1,539	1,522
売掛金	5,768	5,483	短期借入金	144	160
商品及び製品	3,555	3,216	1年内返済予定の長期借入金	1,848	1,958
仕掛品	10	9	リース債務	66	77
原材料及び貯蔵品	50	83	未払金	29	178
前払費用	234	142	未払法人税等	231	45
未収還付法人税等	—	161	未払消費税等	—	59
その他	648	312	未払費用	1,647	1,688
固定資産	13,799	13,100	預り金	28	33
有形固定資産	5,381	5,682	返品調整引当金	0	0
建物	618	674	販売促進引当金	275	285
構築物	27	7	設備関係支払手形	76	44
機械及び装置	22	35	その他	4	19
車両運搬具	0	0	固定負債	12,186	11,141
工具、器具及び備品	94	95	長期借入金	9,702	8,747
土地	4,475	4,708	リース債務	124	139
リース資産	143	161	退職給付引当金	48	113
無形固定資産	1,107	179	役員退職慰労引当金	387	381
特許権	21	25	再評価に係る繰延税金負債	1,047	1,115
商標権	68	—	その他	876	642
販売権	949	100	純資産の部	11,055	10,457
ソフトウェア	29	3	株主資本	7,977	7,359
リース資産	30	32	資本金	4,304	4,304
電話加入権	7	16	資本剰余金	1,295	1,295
投資その他の資産	7,309	7,238	その他資本剰余金	1,295	1,295
投資有価証券	1,876	1,708	利益剰余金	5,475	4,857
関係会社株式	4,948	4,948	利益準備金	366	348
敷金及び保証金	66	82	その他利益剰余金	5,108	4,509
前払年金費用	26	—	繰越利益剰余金	5,108	4,509
繰延税金資産	25	132	自己株式	△3,098	△3,098
その他	428	428	評価・換算差額等	3,061	3,072
貸倒引当金	△61	△61	その他有価証券評価差額金	703	559
資産合計	34,589	32,538	土地再評価差額金	2,357	2,513
			新株予約権	17	25
			負債純資産合計	34,589	32,538

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

損 益 計 算 書

(単位：百万円)

科 目	当 期	(ご参考)
	自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日	前 期 自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日
売上高	24,384	25,273
売上原価	15,021	15,347
売上総利益	9,362	9,926
販売費及び一般管理費	9,076	10,595
営業利益又は営業損失 (△)	286	△669
営業外収益	529	479
受取利息	0	0
受取配当金	367	385
不動産等賃貸料	71	70
保険配当金	12	13
雇用調整助成金	52	—
その他	25	10
営業外費用	124	120
支払利息	90	87
支払手数料	7	7
その他	25	25
経常利益又は経常損失 (△)	690	△309
特別利益	299	475
固定資産売却益	56	—
投資有価証券売却益	232	475
新株予約権戻入益	9	—
特別損失	167	49
投資有価証券評価損	—	49
構造改革費用	167	—
税引前当期純利益	822	116
法人税、住民税及び事業税	203	△97
法人税等調整額	△25	127
法人税等合計	178	29
当期純利益	643	86

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しています。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本ケミファ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

日本ケミファ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 長 島 拓 也 ㊞
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 森 田 浩 之 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本ケミファ株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第89期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、社長室内部監査課その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月13日

日本ケミファ株式会社 監査役会
常勤監査役 牧野 盛 ㊟
社外監査役 高橋 剛 ㊟
社外監査役 進藤 直 滋 ㊟

以上

